

お知らせ【重要】

平成25年 8月 5日

地域建設業経営強化融資制度について

小 浜 市

【趣 旨】

地域建設業を取り巻く厳しい経営環境を踏まえ、約款第5条第1項ただし書により市が工事請負代金債権の譲渡を承諾し地域建設業経営強化融資制度の活用を可能することにより受注者の資金調達の円滑化を図り経営の安定化に寄与する。

【概 要】

1. 対象業者 市発注工事を受注している中小・中堅建設業者（原則として資本金20億円以下または従業員数1500人以下）
 2. 対象工事 市発注工事で次のものを除く。
 - ① 附帯工事、受託工事等の特定財源による工事
 - ② 工期が複数年度に亘る工事（年度内に終了見込みを除く。）
 - ③ 市が役務的保証を必要とする工事
 - ④ 低入札価格調査の対象となった工事
 - ⑤ その他受注者の施工能力に疑義が生じている工事
 3. 承諾時期 工事の出来高が2分の1以上に到達した日以降
 4. 手続き等
 - (1) 債権譲渡の承諾申請の時
 - ・ 債権譲渡承諾依頼書（様式第1号） 3通
 - ・ 債権譲渡先との債権譲渡契約証書の写し 1通
 - ・ 工事履行報告書（様式第2号） 1通
 - ・ 受注者と債権譲渡先の印鑑証明書（発行3ヵ月以内） 各1通
 - (2) 融資が実行された時
 - ・ 融資実行報告書（様式第4号） 1通
 - ・ 公共工事金融保証証書の写し（金融保証を受けた場合） 1通
 - (3) 工事請負代金の請求の時
 - ・ 工事請負代金請求書（様式第6号）
 - ・ 債権譲渡先の印鑑証明書（発行3ヵ月以内） 1通
- ※その他パンフレットおよび様式を参照してください。

【適用日】

平成25年8月19日以降に契約を締結する工事から適用します。